

## 新町名称募集及び選定要領 ~~(改正案)~~

第 6 条を次のように改正する。

(懸賞等について)

第 6 条 名称公募にあたって、次のとおり懸賞を設ける。

( 1 ) 記念品の種類・内容等は次のとおりとする。

名付け親大賞 1名 現金 5 万円

名付け親賞 5名 現金 1 万円

特別賞 4名 現金 1 万円

( 2 ) 名付け親大賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選を行い 1 名を決定する。抽選は合併協議会の会議の場において公開で行う。

( 3 ) 名付け親賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中で、「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から 5 名を抽選により決定する。抽選については、「名付け親大賞」の例によるものとする。

( 4 ) 特別賞は、幹事会において選定された 4 作品の応募者の中から作品ごとにそれぞれ 1 名を抽選により決定する。抽選については、「名付け親大賞」の例によるものとする。

( 5 ) 「名付け親大賞」、「名付け親賞」及び「特別賞」は、協議会で新しい名称が決定された次回の協議会において抽選し、決定する。